

事 務 連 絡

平成 2 9 年 6 月 7 日

各社会福祉法人 ご担当者様

香川県健康福祉部健康福祉総務課  
生活福祉・法人指導グループ

### 法改正に伴う社会福祉法人制度改革に関する留意事項について

日頃より、社会福祉事業の推進にご尽力いただきありがとうございます。

社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人制度改革により、法人運営に関する手続き等が大きく変更しております。政省令・通知等は随時メールで送付したところですが、事務連絡、Q&A等も含めて、再度十分にご確認ください。

なお、各法人からご質問が多い事項について、注意点を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付します。

※役員、評議員の選任にあたり、欠格事由を有していないか、各役員、各評議員と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要があることから、宣誓書等の記載例をお示しいたしました。あくまで記載例ですので、法人において、何らかの方法でこれらに該当しないことの確認を行っていただければ、必ずしも記載例どおりである必要はありません。

## 社会福祉法人制度改革に関する留意事項について

### ○定時評議員会の開催手続等

- ・評議員会の招集事項については理事会で決定する（**法第 45 条の 9 第 10 項**で準用する**法人法第 181 条第 1 項、政令第 13 条の 7、省令第 2 条の 12**）  
（日時・場所、目的事項（議題）、議案の概要等）
- ・理事会後、定時評議員会開催までは2週間以上空ける。  
（理事会で承認を受けた計算書類等を定時評議員会開催の日の2週間前の日から、5年間主たる事務所に（従たる事務所に3年間）備え置く。）（**法第 45 条の 32 第 1 項、第 2 項**）
- ・定時評議員会開催の1週間前までに、招集通知を書面で発出する。（**法第 45 条の 9 第 10 項**で準用する**法人法第 182 条第 1 項**）  
理事会で承認を受けた計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）及び事業報告並びに監査報告を評議員に提供（**法第 45 条の 29**）

### ○定時評議員会決議事項

- ・平成 28 年度事業報告の内容の報告及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）及び財産目録の承認（**法第 45 条の 30 第 2 項及び第 3 項**）
- ・新理事及び新監事（及び会計監査人）の選任（**法第 43 条第 1 項**）
- ・理事及び監事の報酬等の額の決定（定款において決議事項としている場合）（**法第 45 条の 16 第 4 項**で準用する**法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項**で準用する**法人法第 105 条第 1 項**）
- ・理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準の承認（**法第 45 条の 35 第 2 項**）
- ・事業計画・予算の承認等その他定款で任意記載事項として規定した事項についての承認。（該当法人のみ）
- ・社会福祉充実計画の承認（該当法人のみ）（**法第 55 条の 2 第 7 項**）

### ○定時評議員会開催までに役員等から、就任承諾書等を受領する。

#### ※就任承諾書等の任期の記載例（任期が2年の場合）

- 例 1 平成 29 年度定時評議員会終結の時から平成 30 年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで
- 例 2 平成 29 年度定時評議員会終結の時から選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

#### ※誓約書

評議員・理事・監事の選任にあたり、欠格事由を有していないか、各役員、各評議員と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。（記載例 別添）

(なお、租税特別措置法第 40 条第 1 項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記と同一ではないことに留意すること)

○新理事長の選任

新理事は、定時評議員会終了後速やかに理事会を開催し、理事長（及び業務執行理事）を選定する。(法第 45 条の 13 第 3 項)

○インターネット公表

定時評議員会承認後遅滞なく、報酬等の支給基準をインターネットにより公表する。(法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号、省令第 10 条第 1 項)

なお、定款、役員名簿（現況報告書等の届出後遅滞なく）についても、インターネットにより公表する。(法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号、省令第 10 条第 1 項、第 3 項第 2 号)

※ 個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く

※ その他公表する必要がある事項（計算書類、現況報告書、社会福祉充実計画）については、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに記録する方法により届出を行い、内容が公表された場合は、インターネットによる公表が行われたものとみなされる。(法第 59 条の 2 第 1 項第 3 号、省令第 10 条第 2 項)

○登記

理事長…選任後 2 週間以内

資産の総額…6 月末まで

○社会福祉充実計画承認申請…6 月末まで

○現況報告書等届出…6 月末まで